

(資料) 日本の里親支援機関・里親支援専門相談員に関する講演会 記録
演題：「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」

講師：鳥取こども学園長 藤野 興一 氏

日時：平成 25 年 10 月 30 日 (水) 13:00~14:30

会場：東京大学 伊藤国際学術研究センター



司会 (平田美智子)： それでは、午後の講演に入りたいと思います。鳥取こども学園長の藤野興一先生による講演「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」をお聴きいただきたいと思います。

藤野先生は、皆さまご存じのとおり、鳥取こども学園の学園長で、同時に、全国児童養護施設協議会の会長でもいらっしゃいます。先生は、実践と併せていろいろな政策提言もされており、国の「社会的養護の課題と将来像」委員会の委員を務められ、現在行われている家庭養護や社会的養護をどのように進めていくかということ提言され、ご自身の施設などで実践をされています。また、先生ご自身も里親さんということで、私たち里親を支援あるいは研究している者たちにとっては心強い限りです。今日は先生に質問の時間も取っていただきますので、是非質問を出して下さい。それでは、藤野先生のお話を聞きたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

藤野： ただ今ご紹介いただきました、鳥取こども学園の藤野と申します。皆さんには、具体的に里親支援専門相談員(「相談員」と略)がどんなことをしているのかとか、それから里親支援機関事業、相談員の具体的な活動のイメージがつかめていただけたらありがたいと思います。

【「社会的養護の課題と将来像」の背景：日本の子どもたちは今】

先ほどパトリックさんが、「制度じゃない、結果なのだ」と言われましたけれども、制度についてはレジユメに書きましたが、「社会的養護の課題と将来像」というのが平成 23 年(2011 年)に出ました。イギリスとかオーストラリアはほとんどが里親になっていますが、日本の場合は 10 パーセントぐらいです。しかも、パトリックさんが最後に言われましたけれど、イギリスの人口比と社会的養護の関係ですが、日本は人口が 1 億 2000 万人で要保護児童は 40000 人位ですから、日本は圧倒的に社会的養護につながってない子どもが多い。イギリスなど外国の比率からいうと、日本はもっとたくさん社会的養護につながる子どもがいて当たり前です。

特に、今の日本の子どもたちの状況というのは、3 日に 1 人以上の虐待死事件が報告されています。24 年度は、6 万 6807 件という速報値で、これは虐待と認定してかかった

ケースがそれだけあるわけで、虐待通告はもっとあるのです。それから、平成 16 年から、第一義的な窓口が市町村になり、大体 7 万件ぐらいの虐待通告が報告されていると思います。ダブっている部分がありますので、単純に足すということではないのですけれども、虐待の問題というのは本当に、すさまじい状況だと思います。

【増加する虐待の問題】

そういう中で、とにかく毎日のように虐待死の問題が報道されています。和歌山の事件でも、乳児院から退所した子どもが亡くなりました。広島でも同じような事件がありました。退所後 6 カ月間ぐらいは、とにかく危険な時期で、厚生労働省のガイドラインでも、最も危険な時期である 6 カ月間をきちっとフォローすべきだというふうに言っています。児童相談所は虐待通告があれば 48 時間以内に安全確認をするということになっています。例えば、鳥取県では、「24 時間以内に安全確認をする」と言っています。けれども、実際に安全確認をしようと思ったら、1 人では絶対行きません。出勤するのは必ず 2 人以上で行くわけですね。調査をして、その後アセスメントをして、実際にどうなったというような方針まで出すわけですね。ですから、児童相談所はもう手一杯ですよ。ほかの業務はできないと思います。

【「要保護児童地域対策協議会」が鍵】

「要保護児童地域対策協議会」(「要対協」と略)というのが、市町村に義務付けられて、「要対協」って言われていますけれども、その「要対協」の活動ってというのが、今後の鍵を握っているのではないかと考えているのです。実際、「要対協」というのは、今全市町村に義務付けられていますが、実体化されてないのです。代表者の人が連絡会を年に 2 回ほどやって、それで「要対協」ができています、というところがかかり多い。それと、実務者会議という形で実際にかかわる方たちが、ケース管理とかきちんとやっている所が少ないですね。

問題なのは、関係者会議とかでいわれる部分だと思うのです。要するに、地域で放置できない、支援が必要な子どもがいれば、その子にかかわる機関、例えば保育所に通っていれば保育園の先生とか小学校・中学校の先生、あるいは場合によっては警察だとかですね、いろんな関係者がその子どもの最善の利益というか、その子どもをどうしたら支援できるかということを丁寧に協議する。そういうことを児童相談所や市町村という公的な機関だけに任せていてよい時代ではないのです。

【虐待され、放置される子どもたち】

先ほどパトリックさんが最後に言われたように、日本は人口に比べて、放置されている子どもがあり、すさまじい勢いです。これからの日本の国はどうなるのだろう、という状況だと思っています。「日本の子どもたちは今」ということですが、虐待の問題は本当に深刻

です。3日に一人の虐待死が報道されている。実際これは、例えば里親さんの所で虐待が起こって、里親さんが殺してしまったという事件もありますね。施設で殺してしまったというのは、昔岡山で子ども同士の暴力で亡くなった7歳の子どもがいましたが、裁判になりました。

いろいろな形で悲惨な事が起こっていて、虐待死の年齢で一番多いのは生後0日、また3歳以下の子どもが多いです。特に0歳の子どもが多い。例えば鳥取でも、うちの施設からそんなに遠くない所で生後0日の子どもが雪の中に放置されて、亡くなりました。裁判員裁判で、懲役6年の殺人罪が成立しました。鳥取こども学園には乳児院と児童養護施設と情緒障がい児短期治療施設とかいろんな施設があるのですが、保育園も含めて。「何でうちにつながらなかったのだろう」と疑問に思い、裁判を傍聴したり、市に妊娠SOSの相談窓口を作っていただいたりしました。県外からも相談は沢山来ているようです。「このとりのゆりかご」も熊本にあります。望まれない妊娠をした方と、不妊治療をやっておられる、子どもがほしくて仕方がない方とを何とか結べないとか、いろんなことを手探りでやっています。全国的に、出産前からの相談体制っていうのは、徐々に進んできていると思います。

【トラウマを抱える子ども】

安心と自信と自由を奪う最たるものが虐待です。虐待を受けた子どもというのは、施設に来たら必ず、「いい子になるから迎えに来てね」って親に言うのです。どんなにひどい、客観的に見たらひどい虐待だと思っても、本人は、親にずっと叱られている僕は悪い子だからここに入れられたんだ、と思っています。それこそ虐待を受けた子どもというのは、本当に安心していられる場所がない。それから、自信がない。というのは、コンプレックスの塊のような状況で来ていますから。また自由がないというのは本当で、自分の人生を自分で選べない、トラウマを抱えていて、そこを何とかできないかと思うのです。そういう意味では、施設とか里親を含めて、社会的養護というのは、施設などにつながっているときに、きちんとした人権回復というか、人間の尊厳を回復する作業をやるのが大切です。刑務所に入ったり出たりするような将来だったり、暴力や貧困の世代間連鎖を断ち切ることです。そのためには、僕はうちに来る子どもたち、あるいは社会的養護に来る子どもたちというのは、本当によくぞここまで生き延びてきたなというものを抱えていて、すさまじいハンディキャップを持っているのです。子どもの最善の利益を実現するためには、何とか体制を作る必要があると思っています。

【不登校や引きこもり】

不登校も1年間に12万人台と、増えています。3年間統計を取れば、すごい数になると思います。ニートや引きこもりは70万人と言われています。でも不登校やニートの問題というのは、児童相談所のレベルでは、ほとんど放置されていると思います。それから非

行やいじめの質的变化と書いていますが、いじめ問題も今深刻です。やっと学校の体罰だとかいういじめが問題になり出した、というふうに思っています。つまり、日本の子どもたちは今、大変な状況なのです。そういう意味で、「社会的養護の課題と将来像」の目指すものを確認したいと書きました。

【民間機関の役割】

先ほど言いましたように、公だけに任しておいたらどうしようもない、と思います。日本の場合だったら、民間の児童養護施設や乳児院が子どもを預かって育てるというだけでなく、地域でそういう活動に関わる必要があると思います。児童相談所は措置権を持っていますから、絶対関わってもらわないといけないし、児相とガッチリ組んで、公と民間がガッチリ組む体制を作る必要があると思っています。

非常に重要だと思うのは、児童家庭支援センター（「児家セン」と略）を施設に標準装備する。そして、その中に、里親支援専門相談員をソーシャルワーカーとして位置づける、というようなことができればいいと思っているのです。

【児家センが里親支援機関事業を】

「鳥取こども学園の取り組み」ですが、1999年、児童家庭支援センター（児家センと略）を作りました。今、里親に関しては、里親支援機関事業を受託しています。里親支援機関事業の機能は、児童相談所にほとんどの機能があると思いますが、それを民間に委託してもいいというふうになったので、ぜひ委託してくださいと名乗り出て、プロポーザルを受けて、うちの施設に持ってきました。というのは、0歳でうちの乳児院に入った子どもの養子縁組里親の候補を探して下さいと児相にお願いしていましたが、0歳の子が4歳になって初めて里親さんが見つかった、ということがあったのです。何か歯噛みするような思いで、そんな例が他にもあるのです。4年間ぐらい放置されていたのが。

うちの施設の児家センが里親支援機関事業を受けて、何をやっているかと言ったら、まず里親認定前研修をやっています。それから里親の開拓のために、民生委員さんの集まりがあれば必ず行って、「里親になってください」、「里親制度はこんな風になっています、ぜひ里親になってください」などと言って回ったりします。鳥取県の地図を見て、少なくとも中学校区に一人は里親を作ろうと、そんなことをやっています。

最初に、里親さんと仲良くなるということを一生涯やりました。全国的にもその傾向が強いのですけれども、従来は、里親さんは施設の悪口を言い、施設は里親さんの悪口を言い、大体言い合っているという状況だったのです。鳥取でもそうでした。鳥取こども学園が里親支援機関事業を受けると言ったら、里親さんは、「お前ら、わしらまで支配しようとしとる」とか言われました。相談員にしてもそういう雰囲気があるので、里親さんと仲良くなるということから始めざるを得ないと思います。

【里親と施設がガッチリ組んで】

「社会的養護の課題と将来像」では、里親か施設かどちらかということではなく、施設と里親とがガッチリ組んで、社会的養護を日本の子どもたちのために進めようという路線を取ったのです。それは正しかったと思っていますし、そういうことをこれから進めたいと思っています。

この間、大阪で IFCO の世界大会がありました。120 名の外国の方と、1300 名の日本の方が参加して、近畿中心だったですけれども児童養護施設関係の方も沢山来ておられました。里親と施設の連携をテーマとして話し合われて、よかったなと思っています。最後の方で、当事者の方たちが自分たちの思いを語っておられましたけれども、そういう意味では、ここ数年でずいぶん雰囲気が変わってきたと思います。

【里親支援専門相談員の配置】

特に大きなことは、各乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員をつけた、それも措置でつけた、ということですね。補助金でなく措置でつけたというのは、大きいと思います。せっかく制度ができたのですから、全部の施設でこの相談員をつけ、子どものために有効に使ってもらいたいと思うのです。

児家センのことをお話ししますが、うちの施設では 1999 年に児家センができて、ソーシャルワーカー、セラピストなど 3 人の職員を配置しています。加えて、里親支援機関事業を児家センで受けましたから、1.5 人分加わっています。うちの施設の場合は乳児院と児童養護施設がありますから、それぞれに里親支援専門相談員を 1 名ずつ入れています。事務所は児家センの事務所を共同で使っています。うちの場合、情短施設もあって、そこには通所部門とか外来相談部門がありますから、そういう部門にもつなげています。

【里親支援専門相談員はソーシャルワーカー】

うちの施設では、一時保護所を勝手に作って、24 時間電話相談などをやっています。夜中にすぐ保護しないといけないケースがあるのです。「じゃあこれから来なさい」って言って、来たら児相に電話して預かるとか、「後で手続きして」と一時保護にしたり、そんなことをやっています。そういう意味では、児相とけんかしているわけではないですよ。非常に仲がいいのです。

そういうことが、ソーシャルワークですよ、2 年前に始まった里親支援専門相談員というのはソーシャルワーカーなのです。里親の支援となっていますけれども、里親支援のためには里親に委託だけでなく、里親と子どもをつなぐのですよね。そのためには、要するにソーシャルワーカーであって、例えば要対協があればそこに出かけて行って、関係者会議にちゃんと出てですとか、そんなことを一体になってやっています。

【里親認定前研修】

児家センでどんなことが課題になったかという、最初里親さんは相談員を白い目で見ていました。だから、里親と仲良くなるために色々なことをやりました。今は、鳥取県の里親さんと相談員・児家センは本当に仲間同士なのです。活動報告に書いてあるように、フォーマルな事業としては、例えば認定前研修をやっていますが、施設がやると非常にいいのです。例えば、「なんで里親志望されましたか」ということから始まるのです。自己紹介をしてもらおうと、実子がいなくて養子縁組を希望するとか、3.11の大震災以降は里親さんになりたいという方が増えました。僕の講義でも、「うちで今養子縁組探している子がいますから、皆さん名乗り上げてください、認定受けてやってください」と言えるのです。そんな風に認定前研修ができるので、里親さんのほうも一生懸命勉強されます。施設でその辺ができるというのは強みだと思います。里親さんの実習も、もちろんうちの施設でやります。

【里親委託推進・支援事業】

里親支援機関事業で受託している事業としては、里親委託推進・支援事業などがありますが、守秘義務の問題にぶつかると思います。里親さんの名簿までもらえませんでしたから。里親支援機関事業って言ったって、「名簿もないのにどうやって里親支援するの?」という話です。結局、県ときちんと協定を結んだのです。守秘義務は当然守る、その代わり名簿だとかある程度の範囲までの情報をいただくということを、里親さんも含めているんな会議で確認し、今ではかなりの情報を交換しています。要するに県とは、守秘義務をめぐって、きちんとして情報を出しますということで、協定ができるのですね。

里親支援機関は、各種の研修事業を受けています。鳥取県里親会の事務局も里親支援機関で受けています。皆さんに知ってほしいのは、里親支援といっても、制度は複雑なのです。里親支援機関事業は、里親会もできます。それから、皆さんのような里親支援専門相談員を配置した施設は里親支援機関に認定される、ということになっています。うちが受けた全県対象の里親支援機関事業と他の里親支援機関というのが、違うみたいなのです。

里親委託推進・支援等事業では年に何回か里親委託推進会議をやるのですが、そこでは情報を交換します。施設側は、うちにこういう子どもがいます、と出します。また里親となる候補者をダアッと並べて、マッチングですね。鳥取県は、お年寄りでもう受けられないという里親さん以外は、全部埋まっています。里親が足りないのです。わずか人口 57 万の鳥取県に見相が三つあって、乳児院が二つです。それから自立援助ホームも三つあり、情緒障がい児短期治療施設一つ、それでも社会的養護を要する児童の受け皿が足りません。

【施設はこれからも足りない】

「社会的養護の課題と将来像」では、施設 3 分の 1、グループホーム 3 分の 1、里親が 3 分の 1 という目標数値が挙がっていましたが、これは施設に入所している子どもが 3 分の 1 に減って、グループホームなどが 3 分の 1 ずつ増えるということでは決してない

と思います。今の日本の子どもたちの状況から言っても、施設は足りないのです。特に都市部などでは本当に足りないで、どんどん施設ができています。一時保護所にも、長期滞在の施設の待機児がいるのですね。特に思春期を迎えた子どもには、引き取り手がいないです。要するに、100人ぐらいの子どもの一時保護所があって、そこが満員で、しかも何カ月もそこにいて、行き場がないから結局子どもを家に帰してしまって、「何をしてる」という状況です。

しかもその施設が、大舎がほとんどですから、トラウマを抱えた子どもたちとか、そういう子どもたちにとっては、非常に住みにくい場所になっています。僕は、子どもの人権が守られていないと思います。子どもの人権が守られてない状況なので、施設につながった子どもが施設内虐待みたいな状況にあるわけで、僕は、「施設はいまや、野戦病院状態です」ってずっと言い続けてきました。だから、施設の小規模化と里親委託の推進を、施設だけではなく、里親と連携してやりましょう、ということなのです。

【施設と里親が、児童福祉の拠点として】

その場合の鍵ですが、児相に任してもだめだということです。民間で、それぞれ施設や里親さんが地域の児童福祉の拠点としての役割を果たすような体制が必要だと思います。例えば、鳥取の例ですが、田舎の小学校で子どもの給食とか衣食住を見ているのです。それと地域の隣保館です。その家庭はお父さんが病気で働けなくなっちゃって、お母さんが長期に入院していて、子どもが宙に浮いている。それを地域で丁寧に見ているのですが、夏休みとか冬休みになると、学校も休みで給食もなくなるし、鳥取こども学園に入れてくれ、という話があったのです。もし地域に里親さんがおられたら、何も転校せずにできるのです。それで、何とかあそこに里親作ろうと、一生懸命努力しながら、今のところはまだ入所せずに頑張っていますが、そんな例は沢山あるのです。ですから、里親さんも単に預かって育てるというだけではなく、地域のネットワークの一つとしての里親さんの機能というのがこれからは重要になると思います。

【一時保護も里親で】

一時保護所が満員だという件にしても、一時保護を個別に里親さんをお願いすればいいのです。市町村にはトワイライトステイとかショートステイ事業がありますが、母子家庭とか生保家庭だと費用がいりませんので、気軽に送り込めます。先ほど、一時保護所を勝手に作ったと言いましたが、一時保護で子どもを預かると、もともとホームに入所している子どもに迷惑かかるので、勝手に作ったのです。そうしたら、ものすごくはやっていますよ。要するに市町村との関係もそういう具合にやり取りがあります。

【地域での見守り】

「要対協」は市町村の事業で、市町村が窓口を持っているのですが、「要対協」に関して

鳥取県全部の調査をしました。機能がきちんとしているかという、そうでもないですね。専属の職員がいるのが1市町村くらいだったですね。「要対協」の実務者会議には、うちからは児家センと乳児院とかが出ています。一時保護で預かったりするケースについては「要対協」にケース管理をするような格好で上げて、何かあれば関係者会議を開きます。鳥取の関係者会議では、シラミがわいてごみ屋敷でどうしようもないみたいな家庭の子どもについて、小学校で関係者会議を開くのです。民生委員さんなどいろいろなその子に関わっている方の聞き取りをやります。長いこと見守り見守りってというのがくせものなのです。児童相談所で支援センターの関係者会議があるのですが、そこで「これから虐待通告をしますから、よろしく」と電話するのです。24時間以内に安全確認するということになっていますから、「訪問して」と。こういう関係者会議を今までやってきて、児相も措置せざるを得ないですよ。

【全施設に里親支援専門相談員を】

里親認定をしてその里親さんが登録して動き出すまでですが、これが1年先なのです。僕は全養協の会長として、里親支援専門相談員配置は全施設で手を挙げてください、とお願いしています。ソーシャルワーカーとしてやれば、色々なことができると思います。マッチング他結構いろんな形でできます。里親サロンなんかは各施設でやっていますね。また、施設に里親さんがしょっちゅういろんな形で出入りされます。それから、相談員は、しょっちゅう里親さんそこに出掛けて行っています。里親委託された所には、その後のフォローをずっとやっています。日常的には、里親開拓を含め、要対協へのかかわりとか、そんなことをやっています。特に、児家センがある所は一緒にやれると思います。それから、児家センがない所は、児相と一緒にやりなさいということになっていて、児相にデスクを置くぐらいやってくださいと言っています。

【子どもの最善の利益につながる支援を】

要するに、里親支援専門相談員とか里親支援機関をどういう形でやるかっていうのは、これからなのです。それはその地域に合わせて、有効な方法でやったらいい。でも、その場合大切なのは、苦しんでいる子どもがいるってことです。ですから、何とか子どもの最善の利益につなげるということでの必要があると思います。

親、保護者とのかかわりも重要です。今、日本の児童養護施設、乳児院は、戦後の戦災孤児の時代と違って保護者がいるわけですから、保護者のケアも大切です。うちの乳児院は、保護者愛着トレーニングセンターのような役割を果たす目的で作り、子どものケアを半分、大人のケアを半分以上という割合でやっています。児童養護施設でも保護者への対応ってというのは非常に苦労していますが、ぜひとも必要なのです。里親さんはその辺が苦手で、できないって言われる。でも、相談員や施設が里親さんと連携してできると思いますので、ぜひ創意工夫を凝らして、保護者対応の体制を取っていただけたらよいと思

います。里親支援専門相談員という制度ができたので、活用すればいいと思いますし、いろいろなことができると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

質疑応答

司会： 藤野先生、里親支援機関と里親支援専門相談員に関して具体的なお話をありがとうございました。 それでは、15分ほどお時間をいただき、皆様からの質問を先生にお願ひしたいと思いますが、いかがですか？

【地域の格差をどう埋めるか】

質問者1： 地域の自治体間の差がありますが、里親支援に対してもほかの部分でも、予算であるとか、情熱であるとか、違ってきているのですが、この格差がどんどん開いているような気がするのです。それで、同じ日本に生まれても、どこに生まれるかによって、子どもの命が助かったり、そうでなかったりすることに対し、できることはないかということですが、どう思われますか？

藤野： そういう意味では、ここでこういうことをやっています、あそこではこういうことをやっています、という情報をみんなで共有することだと思いますね。そして、なぜあそこでできてここでできないのですか、という形で問題を出していくことです。

例えば「要対協」なんかにしても、「要対協」は市町村に義務化されているわけですから、きちんとやるべきですよ。この間も広島的事件であったのですけれども、子どもが亡くなったということで、全施設に単独で職員を1人配置しました。要するに、その施設から退所した子どものケアをちゃんとフォローしてくださいということで配置を行いました。虐待で実際子どもが死んでいます、現にすさまじい人権侵害が行われているっていうのは、猶予にならないのです。それに対し、怒りを持ってきちんと対応するというのを、本気でする必要があると思うのです。

【要対協の必要性】

藤野： 「要対協」が是非とも必要だという理由は、守秘義務の問題があり、「要対協」という冠をつけないと、何にも情報交換できませんから。要するに、この会議は「要対協」の会議ですという宣言をして、守秘義務違反をすれば50万円以下の罰金、2年以下の懲役に処せられますと、それを承知でこの会に参加しています、ということを宣言した上での会でない、施設の情報が出せません。教育委員会の「要対協」の個別会議をよくやるのですが、教育委員会からモンスターペアレントの対策会議みたいなのに協力してくれと行くのですが、何もしゃべれません。そこで、「要対協」の会合だったら情報が出せます、と言っているのです。だから、個別会議とかも含めて、要対協の会議であるという位置づけをきちんとするというのは大きいと思います。児童相談所とか県とかとのやり取りの場合

も、守秘義務の問題を突破しなければ情報交換も何もできませんが、その辺がまずぶつかる壁だと思います。

【子どもに対する支援】

司会:いかがでしょうか。ご自分の施設と比べて聞きたいことなどありましたら、どうぞ。

質問者2:先生の資料の3ページの「里親委託促進事業」の3のところ、一番下の行に書いてあるのですけれども、「各里親宅で数時間意向を聞く。動機や切実な思い、家庭の歴史を聞くことは貴重な時間である」というふうに書いてあるのですけれども、里親支援というのは難しい子どもを預かっている里親さんのいろいろな悩みを聞くわけです。けれども、ただ里親を支援するのではなくて、子どもをどういうふうに支援するのかっていうことと一緒に考えないといけないのではないかと思うのです。先生の施設では、里親さんへの支援とともに、子どもに対してどういう支援をしているのか、お話していただけたらと思うのですけれども。

藤野:はい。里親さんは、子どものことでもものすごく悩まれるのです。「試し行動みたいななんかワアッと出る時期がありますよって聞きましたが、やっぱりこれがそうですかね」と言います。この間も、「あの子は言葉遣いも悪いし、むちゃくちゃ」と言うのです。家庭訪問をして、いろいろな悩みや愚痴を聞きますが、特に里親家庭に行っただけの子どものときは行き来しながらやっているのです。

夏休みには、相談員が里親さんの子どもを預かってというか、施設で勉強を見る会をやったりしています。必要に応じて、レスパイト・ケアみたいなことは、しょっちゅうやっています。それから里親さんも、いろいろな事業をやられていのですね。子どもをキャンプに連れて行ったり、個別のことから、行事的なこと、いろいろな形でやっています。それに相談員は里親さんと相談しながら付き合っています。

【子どもに対する相談も】

質問者2:それから里親さんがちょっと大変になってしまった場合に、里親さんのレスパイトなどを施設はなさってらっしゃるのでしょうか。

藤野:里親さんが入院するからと預かったり、いろんな形で行き来しています。それと、うちの施設には、情短施設もあり精神科のドクターが2人常勤でいますから、医療の必要な相談内容があれば対応しています。その他の相談は、里親支援機関の職員でも十分対応していると思います。

【行事への取組】

司会： はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。もう1人。はい。

質問者3： 里親支援専門相談員をしております。先ほどのレスパイト的に宿題を見たり、キャンプをしたというお話がありましたが、私どもも今年やろうとしていたのですが、予算的なものとか、ボランティアとか必要になってきました。あと保険をどうするかとか、いろいろ議論になってだめになってしまったのです。その辺をどうやっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

藤野： 保険には入っていますね。それとか、費用の面は相談員がいますからお答えします。

竹下： 鳥取こども学園で里親支援専門相談員をしております竹下です。先ほどのご質問ですけれども、まず費用面に関しては、施設のほうからすべて出しております。私ども相談員は2名おりますので、それぞれ児童養護施設のほうからと、それから乳児院のほうから、それぞれ領収書を分けまして、イベント後にそれぞれ施設のほうからの拠出ということしております。あと保険のほうは、里親支援機関事業の「里親支援とっとり」という、同じ事務所の中で里親支援機関事業をやっている所があるのですが、所長は藤野でございますが、保険会社のほうに傷害保険等かけております。あと、里親会の主催でイベントをする場合には、里親会のほうで、傷害保険をかけていますし、必ずイベントの場合には、何かしらの保険をかけることにしています。

イベントをしますと、やはり里子さん同士の結び付きができて、そのイベントごとに、何ていうのでしょうか、子ども同士の里子集団というか、つながりができて、回数を重ねることにより関係ができていっているな、という印象を持っております。よろしいでしょうか。

質問者3： ボランティアのところはどうされていますか。

竹下： ボランティアですね。基本的にはボランティアの方は今のところはお願いしておりません。里親支援機関のほうの2人の職員と相談員2名の4名体制で基本的にはイベント事は対応しております。

質問者3： キャンプの場合のボランティアはどうされていますか。

竹下： キャンプですね、お泊まりをしたりする場合には、里親会と共催することしておりますので、里親さんがいらっしゃらない場合もありますけれども、幼児さんの場合には、基本的に里親さんに来ていただくような形にさせていただいています。

司会：はい。ではもう一人。どうぞ。

質問者4：すみません。資料の中の、「鳥取県の里親委託の現状と特色」のところで、「積極的な推進により委託率が増えているが、不調など問題も多くなっている」と書かれているのですが、不調のケース等について、児童相談所や里親さんと一緒に振り返りのようなことをされたりしているのか、お聞きしたいです。

藤野：まず、不調ですが、里親さんというのはね、やっぱり、難しいケースではかなりしんどい状況もあってですね。例えばね、施設内虐待みたいなことが里親さんで起こったとすれば、そうすると一発取り消しなのです。これ、どうなのかなと思います。せめて免許停止ぐらいにできないかなと。ですから、何か起こる前に児童相談所に相談してほしいと思います。

司会：よろしいでしょうか。まだ質問はあると思いますが、次のディスカッションの中で出していただければと思います。きょうは藤野先生、本当に貴重なお話をありがとうございました。

